

中間貯蔵施設についての確認事項についての国による回答

【工程について】

- 現在の工程はどのようになっているのか。
- ・平成27年1月から中間貯蔵施設の搬入となるのか。
- ・着工、完成までの工程、手続きはどのようになっているのか。今後のスケジュールを確認したい。

中間貯蔵施設は大熊町の除染を進め、その復興やまちづくりを速やかに行っていくために不可欠であるのみならず、福島県内の除染の推進にも大きく寄与するものであり、平成27年当初から供用開始できるよう、今後の作業の効率化を図るなどの工夫をしながら進めていくこととしています。

中間貯蔵施設については、①施設の設計・具体化、②環境への影響の評価、③安全な搬入といった目的から、概ね3ヶ月かけて事前調査を実施することとしています。その後、調査の結果を踏まえて施設の具体像や補償の考え方等をお示しし、施設の設置場所の選定等について具体的な議論をしていきたいと考えています。

環境省がまとめた「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」では、平成27年当初に、完成した工区から順次搬入することを想定し、今年10月から用地取得や実施設計、各種開発許可手続きを進め、来年度から建設工事に着手することとしているところ、設置に当たっては、地元の関係者の皆様に丁寧な説明を行って、御理解を求めながら進めていきたいと考えています。

【事前調査について】

- 調査方法と調査場所、調査期間はどのようになっているのか。
- ・ボーリング調査地が民地の場合の地権者の同意方法をどのように行う予定か。

中間貯蔵施設の調査は、①施設の設計・具体化、②環境への影響の評価、③安全な搬入といった目的から、下記のような調査項目を、概ね3ヶ月かけて実施することとしています。

- ・現地踏査
- ・ボーリング調査
- ・線量測定
- ・盛土試験
- ・環境調査
- ・交通量調査・道路状況調査

調査場所については、現地踏査の結果を踏まえ定めていく予定です。

ボーリング調査を行う場所が民有地の場合、借地に係る契約を締結することなどにより、当該民有地の地権者の同意を得ることとしています。

●調査結果が出た際、もう一度説明会を開催するのか。

昨年 11 月、福島県知事から環境大臣に対し、調査を受け入れる旨の回答があった際、知事からは調査の受け入れに当たり、調査の実施状況を適時報告すること及び地元に対して施設の安全性等について丁寧な説明を尽くすなど施設の設置主体としての責任をしっかりと果たすことについて申し入れがあったところです。この申し入れを踏まえ、地元の関係者の皆様に丁寧な説明を行って、御理解をいただきながら進めていきたいと考えています。

説明の仕方については、御指摘のような住民説明会を始め様々なやり方があると考えており、まずは御相談したいと考えています。

【中間貯蔵施設が設置された場合について】

●中間貯蔵施設ができた場合、現在、施設周辺にある住宅はどうなるのか。
・施設間に緩衝帯が必要ではないか。

中間貯蔵施設からの周辺環境への影響を緩和するため、施設周辺に修景・緩衝緑地を設置することを想定しています。また、中間貯蔵施設は貯蔵施設本体の他、受入・分別施設、減容化施設、常時モニタリング施設、研究等施設、情報公開センターなど様々な施設で構成するとともに、それらを相互に連結する道路の建設も必要と想定しています。したがって、中間貯蔵施設の安全かつ効果的な運用のため、これまでお示ししている調査候補地の周辺も含めた調査を行い、その結果を踏まえ、必要な場所を中間貯蔵施設用地として買い上げた上で、これらを一体的に配置することも検討してまいります。

・施設周辺の線量は、施設を設置しない場合に比べて高まることとなるのか。

中間貯蔵施設では、工事の一環として敷地や周辺の木々の伐採、大規模な表土はぎなどを行うとともに、受け入れる除去土壌等について遮へい・飛散防止などの対策を行うことで、敷地内において現状に比べて大幅な線量低減が期待できます。環境省が行った試算によれば、バックグラウンド線量が 100mSv/y の場所において、4 万 Bq/kg の除去土壌等を貯蔵し、30cm の覆土を行った場合、搬入した除去土壌等から受ける放射線量は 0.2mSv/y となり、周辺からの影響を考慮すると、貯蔵施設の中心付近の直上の年間被ばく線量は、10mSv/y（高さ 1m）程度になると推定しています。このように、適切な遮へい措置等を講じることにより、施設周辺の線量が施設を設置しない場合に比べて高まることはないと考えています。

・施設周辺の線量との関係では、線量を低下させるため、除染が恒常的に行われるようなことになるのか。

中間貯蔵施設では、施設内で働く作業員及び周辺住民の皆様の安全を確保するため、今回実施する調査の結果を踏まえ、上記に掲げたような遮へい・飛散防止対策や修景・緩衝緑地の設定など、必要な対策を講じることとしています。これにより、施設周辺に放射性物質が飛散・流出し、恒常的に除染が必要であるという状況にならないよう、しっかりと措置を講じていきます。

・施設内部の線量、施設周辺の線量はどの程度にすることを想定しているのか。

線量を低減させるための除染等の対策の程度や施設内部の線量、施設周辺の線量については、施設の種類や配置、地形、線量の現状等によるため、今回実施する調査の結果を踏まえ明らかにしたいと考えています。

●建設にかかる補償はどのようになっているのか。

- ・生活再建できる程度の金額となるのか。
- ・東電の土地・家屋等に関する賠償とどのような整理にするのか。
- ・施設周辺にある土地・住宅の補償をどのように考えているのか。
- ・町内全域が、影響範囲と考えるが、補償対象となるか。

中間貯蔵施設用地については、土地や建物の所有権や移転料などについて、今後、損失補償基準を定めた上で、賠償とは別に適正な補償を行うことを考えています。具体的な補償の考え方や方法については、避難指示区域における土地等の評価の方法等を整理する必要があります。

また、補償の考え方等をお示しするためには、中間貯蔵施設の建設が可能かどうかを調査した上で、実際に施設を建設する範囲及び建設に必要な土地を特定する必要があります。従って、まずは調査を実施した上で、その結果をもとに、こういった御懸念の事項に対する考えを早急に明らかにしたいと考えています。

なお、平成24年11月28日に福島県知事から調査を受け入れる旨の回答があった際、知事からは調査の受け入れに当たり、調査受け入れは、設置受け入れではないこと等の申し入れがあったところであり、施設設置については、調査実施後に必要な議論を行いたいと考えています。

●減容化(焼却等)で放射性物質、ダイオキシン等の有害物質の拡散をどのように防ぐのか。どの程度拡散すると考えているのか。

焼却等に当たっては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基準等を踏まえ、適切な対策を講じることとしています。施設の設置による周辺環境への影響については、施設

の種類や配置、地形等によるため、今回実施する調査の結果を踏まえ明らかにしたいと考えています。

なお、焼却施設には、排ガス中の微粒子の灰を除去する高性能の排ガス処理装置（バグフィルターや電気集じん器など）が通常設置され、これにより、焼却後の排ガスは冷却室で冷やされ、放射性セシウムが微粒子の灰に付着することで、ほぼ100%除去することができ、大気中への放射性セシウムの放出を防ぐことができるという知見が蓄積されています。また、ダイオキシン類については、800℃以上での安定的な燃焼、適切な集じん器の設置、集じん器入り口における排ガス温度の低温化、活性炭吹き込み等の発生防止対策等を講じてまいります。

- 放射性物質の運搬(作業トラック等)はどのくらいの期間、どの程度を想定しているのか。
- ・中間貯蔵施設へのトラックの往来で周りの住宅にどの程度の影響(線量、排気ガス)があるのか。
- ・運搬道路の設置をどのように考えているのか。

除去土壌等の運搬の期間、運搬による影響、必要な道路の設置等については、具体的な運搬計画を策定することがまず必要です。そのためには今回実施する交通量調査・道路状況調査の結果に基づき、運搬に利用が可能と考えられる道路の現状を把握することが重要です。交通量調査・道路状況調査をしっかりと実施し、その調査結果を踏まえ運搬計画を検討していく中で、御指摘の事項を明らかにしたいと考えています。なお、施設建設後の搬入時の放射線対策として、搬入道路の車両集中箇所において、空間線量のモニタリングを行うことを考えています。

【最終処分場について】

- 中間貯蔵施設といいながら、最終処分場になるのではないか。
- ・最終処分場については、法定すべきでないか。
- ・「中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」(福島復興再生基本方針:平成 24 年 7 月 13 日閣議決定)における必要な措置とは何か。
- ・30年後の利活用は、どのようになるのか。

最終処分については重要な問題であると承知しており、幅広い意見を聞きながら検討していくことが必要と考えています。

特に、除染に伴って排出される土壌や廃棄物には、濃度の高いものが含まれ、またその量が膨大であることから、最終処分の方法について現時点で明らかにしがたいと考えており、まずは、除染の進捗状況や減容化技術の開発状況等を踏まえて、ある程度時間をかけて検討していくことが必要です。

そのため、当面は、中間貯蔵施設の調査等と並行して、併設する研究施設の基本構想の策定、設置場所の検討・調整、整備を進めていく予定です。

具体的には、当省において、除染等の新技術の開発支援や同様の技術の普及、それによる処理の推進に資することを目的として、除染技術実証事業を行っており、土壌や廃棄物の減容化に関する技術についても評価の対象としているところです。さらに、中間貯蔵施設に併設する研究施設等の付帯施設に係る在り方を検討するための費用を、平成 25 年度政府予算案

に盛り込んでいくところです。このように、まずは、放射性物質の除去技術や減容化技術等についての知見を蓄積するとともに、併設する研究施設の具体化を図ることに重点を置いて取り組んでいきたいと考えています。

また、最終処分を確実に完了すべく最終処分量を減らすための方策として、除染に伴って排出される土壌や廃棄物の発生量をなるべく少なくする他、放射線量の低いものについては、路盤材や防潮堤、中間貯蔵施設の構造物等の土木資材などに積極的に利用することも、重要な手段と考えています。この土木資材などへの利用のため、放射線量等に応じて分別するための施設、利用するまで一時的に保管するためのストックヤード、分別されたものの性状に応じた貯蔵施設などを整備することも想定しています。

施設の30年後の利活用については、例えば30年後に、都市公園などの土地として有効利用することも一案として考えられます。今後、政府として議論していく必要があると考えていますが、いずれにしても、町とも十分に相談していきたいと考えています。

